

経営者のための 法律相談

第 1 回

弁護士 中込一洋

なかごみ・かずひろ

弁護士。後藤綜合法律事務所パートナー。法政大学大学院講師（民法）を兼任。財団法人交通事故紛争処理センター囑託。共著に「Q&A生命保険のトラブルと法律」（民法研究会）、「生命保険の法律相談【改訂版】」（青林書院）など

「売買契約」はいつ成立するの？

今月のご相談

わたしは株式会社エプリルの社長です。当社のパソコンを買い替えようと考えていたところ、有限会社オフィスツジの営業マンが訪問してきて熱心に話をしてくれたので、そこから4台まとめて購入することを決めました。納品時に代金全額を支払う約束です。それほど金額でもないのに、契約書を作る予定はありません。ところが、最近になってサルサ有限会社で買えば、もっと安く手に入ることが分かりました。できれば有限会社オフィスツジとの約束はなかったことにしたいと思います。どんな方法がありますか。

回答

株式会社エプリル（以下、エ社といいます）と有限会社オフィスツジ（以下、オ社といいます）の間には「売買契約」が成立しています。

そのため、オ社が意図的に約束違反をしたなどの特別な事情がないのであれば、契約をなかったことにするためにはオ社にお願いして了解してもらうという方法しかありません。

解説

そもそも「契約」って何だろう

わたしたちは日常生活の中でいろいろな約束をします。例えば友人同士で「今度の日曜日、ゴルフに行きましょう」と約束をしたり、プロゴルファーのレッスンの予約をしたりします。そして、約束をしたら守らなければいけない、と思っていますよね。

契約は約束の中の特別なものであり、約束を守らなかったら法的な手段によって強制される義務を生み出すものです。例えば、友人同士の約束に違反してゴルフをキャンセルしても「損害を賠償しろ」とは言わないでしょう。でもレッスンを直前にキャンセルしたら、

プロの時間を無駄にさせてしまったのですから違約金を払わなければなりません。仮に払わなければ、裁判になって強制的に払わされる可能性もあります。

このように契約が成立すると重い責任が発生するのです。

契約書はあってもなくても同じ？

契約が成立するためには、当事者双方が権利義務を負担するという合意さえあれば足りるのが原則です。これは個人間の取引・契約については、当事者の自由な意思をできるだけ尊重しようという考え方「**契約自由の原則**」によるものです。

契約書を作るか否かも自由ですから、契約書がなくても契約は成立します。エ社とオ社の合意の中では契約書を作る予定はないようですが、売買の対象や、納品と代金支払の時期など、重要な事柄はすべて合意していますから、すでに売買契約は成立していると思います。ただし、このことは、契約書があってもなくても同じという意味ではありません。

当事者の考え方によって契約書作成時まで契約は成立しないという合意もできますし、口頭で契約が成立した場合でも、後で契約書を作成して内容を明確にしておくことによって、トラブルを避けることが期待できます。

生命保険も法律的には合意だけでも成立するといわれています。しかし、実務上は申込書・告知書などの書面を受け取り、保険会社でその内容を検討し、承諾する場合には保険証券を交付するという取り扱いにしています。これも契約内容を明確にしてトラブルを回避しているのですね。

契約をなかったことにするには理由が必要

契約に拘束される根拠は当事者の合意にあるのですから、オ社にお願いして了解してもらうことができれば、売買契約はなかったことにできます。これは契約自由の原則から導かれる素直な結論です。

しかし、オ社としては「お願いされても困る」と言って了解しない場合が考えられます。その場合、エ社の一方的な意思表示だけで、契約をなかったことにできないかが問題になります。このような契約がなかったことにする、一方的な意思表示を「解除」と呼んでいます。

ただし、法律的な理由がない限り解除はできません。オ社が意図的に約束違反をしたなどという特別な事情があれば解除できますが、「サルサ有限会社で買えばもっと安く手に入る」というだけでは解除は認められません。

あなたはこの結論に不満かもしれませんが、現代の取り引き社会は、皆が契約を守るという信頼を基礎にしていますから、契約の拘束力を安易に否定することは許されないのです。

ワンポイント法律用語

債権・債務

債権とは、特定の人（債権者）が特定の人（債務者）に対して一定の行為（給付）を請求する権利です。これに対応する債務者の義務が**債務**です。

このような権利義務を発生させるのが契約なのですが、その効力はあくまで当事者間だけに生じます。

本文で指摘した「**契約自由の原則**」は、合意の内容はほかの人に関係ないから、当事者の自由にゆだねてよいという考え方なのです。